

番号	1
項目	「勤務時間外に、公用の罫紙などは使わず私用の便箋などに、手書きで、反省・決意を含んだサンプルの形式に沿って書く」という「顛末書」の扱いについて、変更がありますか。変更があるなら、いつ、扱いのどの部分を、どういう理由で変えたのですか。
	(回答) 顛末書の取扱いにつきましては、従前から変更はございません。
担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話：06-6208-9059

番号	2. (1)
項目	<p>大阪市職員基本条例第 43 条第 2 項には、「職務上の命令を受けた職員は、当該職務上の命令が違法又は不当であると思料するに足る相当の理由がある場合は、相当の期間内に当該職務上の命令を発した職員又はその上司に対し、意見を申し出ることができる。」とあり、第 3 項には、「前項の職務上の命令を発した職員又はその上司は、同項の規定による申出に理由があると認める場合は、当該職務上の命令を取り消さなければならない。」とあります。職務命令が、この大阪市職員基本条例第 43 条第 2 項・第 3 項に違反すると思つてその職務命令に従わなかった者に対しても、(項目 2)「反省、今後の決意など」を含む「顛末書」の提出を求めるのですか。</p>
	<p>(回答)</p> <p>大阪市職員基本条例第 43 条第 3 項において、「前項の職務上の命令を発した職員又はその上司は、同項の規定による申出に理由があると認める場合は、当該職務上の命令を取り消さなければならない。」と規定されているとおり、職務上の命令が取り消されていない限り「顛末書」の提出を求めることとなります。</p>
担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話：06-6208-9059

番号	2. (2)
項目	懲戒処分決定にあたって、「顛末書」の提出を求めることには、法に定められた根拠があるのでしょうか。「顛末書」が規定された文書名とその内容を教えてください。
<p>(回答)</p> <p>顛末書の提出を求める目的は、不始末が生じたいきさつや原因をはっきりさせて、再発の防止や反省材料として役立てるためです。そのため、事故発生時の状況を把握するために、職務命令として「顛末書」の提出を求めています。</p> <p>なお、地方公務員法第 27 条第 1 項において「全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」と定めているところ、本市においては、従前から職員本人に対する事情聴取を行い、丁寧な事実確認を行うとともに、顛末書の提出を求めることにより、弁明の機会を与えています。このため、特定の職員だけ事情聴取を行わない、あるいは顛末書の提出を求めないということをすれば、同条に違反するものと考えられます。</p>	
担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話：06-6208-9059

番号	2. (3)
項目	「顛末書」の目的を教えてください。
<p>(回答)</p> <p>顛末書の提出を求める目的は、不始末が生じたいきさつや原因をはっきりさせて、再発の防止や反省材料として役立てるためです。</p> <p>また、職員本人に対する事情聴取により丁寧な事実確認を行うとともに、顛末書の提出を求めることにより、弁明の機会を与えています。</p>	
担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話：06-6208-9059

番号	2. (4)
項目	「顛末書」の提出は職務命令だったのでしょうか。勤務時間外の活動を職務命令にできるのでしょうか。
<p>(回答)</p> <p>「顛末書」の提出は職務命令となります。</p>	
担当	教育委員会事務局教務部教職員人事担当 電話：06-6208-9059